# 測量等の最低制限価格等の算定式改定について

福島県が発注する建設工事に係る測量等の業務委託における最低制限価格等の 算定式の係数を、令和6年10月1日以降に起工する案件から、以下のとおり 改定します。(詳細は別紙)

## 《改定の項目》

### 【測量】

最低制限価格等の算定に使用する諸経費の係数を0.53から0.55に改定

#### 【設計(土木)】

最低制限価格等の算定に使用する一般管理費の係数を0.47から0.49に改定

## 【地質調査】

最低制限価格等の算定に使用する諸経費の係数を0.48から0.50に改定

※今回、建築設計の最低制限価格等の算定式は改定しません。

# 業務委託の最低制限価格等の算定式について

## (1) 算定式(税抜き)

最低制限価格等\*1=業種区分毎に(①+②+③)\*2 (100円未満切り捨て)

- ※1 最低制限価格等とは、価格競争における最低制限価格及び総合評価方式における調査基準価格、評価基準価格をいう。
- ※2 ①②③は、下表に掲げる額(それぞれ1円未満を切り捨てる)

業種区分	1	2	3
測量	直接測量費の額	諸経費に <u>0.55</u>	
		を乗じた額	_
土木設計	直接原価の額	その他原価に	一般管理費に
		0.92 を乗じた額	<u>0.49</u> を乗じた額
建築設計	直接人件費の額	技術経費の額	諸経費に 0.50 を
			乗じた額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費に 0.50
			を乗じた額

- 測量設計業務など複数の業種区分を合冊して発注するときは、業種区分毎に 100円未満を切り捨てず合計し、その合計した額の100円未満を切り捨てるものとする。
- 地質調査の解析業務、用地調査、工損調査などは土木設計で算定する。

### (2) 最低制限価格等の範囲

最低制限価格等の範囲は予定価格の2/3~85%とする。

算定額がこの範囲を上回った場合は範囲の上限値を、下回った場合は範囲の下限値を最低制限価格等とする。

#### (3) 適用年月日

当該算定式は、令和6年10月1日以降に起工する案件から適用する。